

平成21年度研修コースの特徴

第4回 発達障害早期総合支援研修（平成19年度から開始）

本研修は、発達障害児や家族への乳幼児期から継続的な支援をシステム構築する指導者の養成を目的としています。乳幼児健診などの機会に対人コミュニケーション面の発達を的確に把握することができれば、親や関係者の広汎性発達障害への気づきを高め、児や親への様々な支援にすみやかに繋げることが可能となります。本研修を通して、早期幼児期における発達障害の早期発見・早期支援の意義についての理解を深め、その方法についての最新の知識を習得することを目指し、年1回開催します。対象者は、自治体において乳幼児健診に携わる医師及び保健師で、発達障害支援について責任的立場にある方です。

第3回 精神科医療評価・均てん化研修（平成19年度から開始）

本研修は、精神科医療の質の評価とその活用に関する専門的知識および技能を修得することを目的としており、年1回開催します。

対象者は精神科救急・急性期医療施設において精神科診療に従事している専門医です。

本研修では精神疾患治療を担う精神科救急・急性期医療施設をとりまく現状を理解し、精神科医療の質を高めるための専門的知識および技能を学ぶことができます。

第46回 精神保健指導課程研修（昭和54年度から開始）

本研修は、精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する専門的知識及び技術の修得を目的としており、都道府県等における精神保健福祉行政の中心的課題をテーマに年1回開催します。

対象者は都道府県（指定都市）等の精神保健福祉行政でキーパーソンの役割を担う中堅者または指導者であり、受講後には業務を通じて、本省や精神保健研究所との連携をとっていくことが期待されます。

研修は、厚生労働省ほか、第一線で活躍する講師を招き、体系的かつ時宜を得た内容で構成します。

第7回・第8回 発達障害支援医学課程研修（平成17年度から開始）

本研修は、生活上大きな困難をかかえながら、教育的・福祉的支援を受けにくい発達障害児・者（自閉性障害、AD/HD、学習障害等）の積極的支援につながる知識や技能の獲得を目指すもので、年2回開催します。

対象者は発達障害者支援法の円滑な施行のため、支援の中核となることを期待される医師で、一定の知識を有する中級者向けの内容です。講師には、厚生労働省ほか、発達障害医学・医療・支援の第一線で活躍中の専門家を招聘し、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際を学ぶことができます。

第3回 自殺総合対策企画研修（平成19年度から開始）

本研修は、自殺総合対策大綱の改正を踏まえ、自殺対策を企画立案する地方自治体の担当者がその企画立案能力を習得することを目的とし、年1回開催します。

対象者は、自殺対策の企画立案の中核になる方です。

第2回 発達障害精神医療研修（平成20年度から新規実施）

本研修は、一般精神医療現場や精神保健領域で出会う種々の主訴を有する青年成人精神科患者のなかで、背景に未診断あるいは臨床閾下の広汎性発達障害を有する患者の特徴や病態、その鑑別診断、そして治療上の留意点とその実際についての理解を深めることを目的とします。さらに、社会適応やQOLを高めることを目的とするライフステージを通じた支援システムにおける医療の役割と、他領域との連携について経験知を広げることを目指し、年1回開催します。対象者は、自治体において青年期を含む精神医療の中核となる機関（精神科病院、総合病院精神科、精神保健福祉センター等）に勤務する精神科医です。

第7回 摂食障害治療研修（平成15年度から開始）

本研修は、「摂食障害治療」の実践的トレーニングを目指すもので、年1回開催します。

対象者は摂食障害に関心を持つ精神科、心療内科、一般内科臨床に従事している医師、臨床心理業務に従事する者、保健師、作業療法士、ケースワーカー、相談員等です。

低年齢化や慢性例・難治例の増加によって、摂食障害は治療に難渋し、専門性が要求される。認知行動療法、力動的療法の実践など臨床現場で豊富な経験を有する講師陣による講義やケース検討を通して、入門から応用編までを学ぶことができます。

第6回 摂食障害看護研修（平成16年度から開始）

本研修は、「摂食障害治療」において看護師の果たす役割が非常に大きいことから、受講対象者を看護師に的を絞った内容で年1回開催します。

「摂食障害治療」には、チーム医療が不可欠です。身体と心理の両面から看護師の果たす役割は非常に大きいものがあります。

内容は基本的知識の習得とともに、小児科、心療内科、精神科各病棟での治療の実際を先進的に取り組んでいる施設からのレポートを通じて実践方法を提示します。身体的合併症の管理や栄養リハビリテーションなど心理面だけでなく身体的側面からのアプローチの実際についても学ぶ機会を提供します。

第11回 薬物依存臨床看護等研修（平成10年度から開始）

本研修は、薬物依存に関する基礎・臨床・施策にわたる知識の理解と臨床的対応の普及を目的としており、年1回開催しています。対象者は精神科病院、精神保健福祉センター等に勤務する看護師及び精神保健福祉士等です。各界の第一人者を講師陣に配した研修内容となっており、初級から中級向けの方が対象となります。

第23回 薬物依存臨床医師研修（昭和62年度から開始）

本研修は、薬物依存に関する基礎・臨床・施策にわたる知識の理解と臨床的対応の普及を目的としており、年1回開催しています。対象者は薬物依存の臨床に現在関わっているか今後その予定がある医師です。各界の第一人者を講師陣に配した研修内容となっており、初級から中級向けの方が対象となります。

第1回 アウトリーチによる地域ケアマネジメント並びに訪問型生活訓練（平成21年度から開始）

本研修は、受講者が精神障害者・知的障害者の安定した地域生活の支援、退院促進を目指したアウトリーチによる地域ケアマネジメント、ならびにこれを含む障害者自立支援法上の訪問型生活訓練の実践を普及させるため、必要な技術や課題の修得を目的とするもので、年1回開催します。

対象は、精神障害者・知的障害者の支援のために、社会福祉・医療の臨床・行政で、アウトリーチ型によるケアマネジメントや、訪問型による生活訓練の実践に取り組んでいる方、あるいは実施や事業の展開を今後検討している方で、職種は問いません。内容としては、さまざまなアウトリーチ型の支援に必要なスキルに関する演習・講義、実際の臨床実践の検討、アウトリーチ型のサービスの運営方法など、演習を多く取り入れたものとなっています。

第5回 社会復帰リハビリテーション研修（平成17年度より開始）

本研修は、どうすれば長期在院患者の退院を促進できるか、その実施方法と技術を明らかにすることを目指し、年に1回開催します。

対象者は精神科医療機関に勤務する医療従事者で3年以上の臨床経験を有する方で、職種は問いません。

内容は厚生労働省精神・神経疾患研究委託費の退院促進研究班で取り組まれた実践経験に基づいて作成された「退院支援ガイドライン」（仮称）に沿って構成されており、退院促進を可能にするための病棟運営（チームアプローチ）、アセスメント、ACTなどの地域ケアとの連携方法の講義のほか、患者の意欲と地域生活能力を高めるためのリハビリテーション・プログラムの実践方法を学ぶことができます。

第3回 PTSD精神療法研修（平成19年度から開始）

本研修は、犯罪被害（一般犯罪、性被害、虐待、家庭内暴力など）、事故、災害などで生じるPTSDの治療法として各種のガイドラインで推奨されている持続エクスポージャー（prolonged exposure therapy: PE）法を習得するための研修で、年に1回開催します。

対象者は精神医療の臨床経験を有する医師、心理職です。この治療法を開発したペンシルバニア大学のフォア教授の認可の元に、同教授が認めた指導者によって、同大での研修と同じプログラムと教材（スライド、プロトコル）を用いて行われます。研修ではスライドによる講義、ビデオ教材、ロールプレイ、討論などを通じて、実際にPEを施行するための理論と実技を習得します。あわせて、トラウマの被害者に対する基本的な治療態度についても学びます。

第3回 自殺対策相談支援研修（平成19年度から開始）

本研修は、希死念慮者（自殺未遂者を含む）、自傷者、自殺者遺族等への相談技法と地域での情報提供（研修）技術の修得を目的としており、年1回開催します。

対象者は、精神保健福祉センター、保健所等、行政における自殺相談業務に関わる者です（職種は問いません）。

第4回 司法精神医学研修（平成18年度から開始）

本研修は、医療観察法下における指定医療機関はもとより、刑務所等の行刑施設も含めた広範な領域において、重大な他害行為を行った精神障害者に対する治療を適切に行い、活躍できる人材の養成をめざしますための研修で、年1回開催します。

重大な他害行為に対する正確なアセスメント、司法精神療法（幻覚妄想と重大な他害行為に対する認知行動療法、内省プログラム等）について実践的な基本研修を行うとともに、司法精神医学に必要とされる最新の知見を踏まえた講義を行います。

対象者は、指定医療機関や行刑施設、地域（保健所等）において精神医療に従事している医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士等、幅広い職種の方の参加を期待します。

第4回 犯罪被害者メンタルケア研修（平成18年度から開始）

本研修は、犯罪被害者等基本法の成立に伴い増加するであろう犯罪被害者及びその家族の相談や治療に対応できる精神医療従事者の育成のための研修で、年1回開催します。

対象者は精神保健福祉センター、保健所、及び一般の精神科医療機関において治療、相談にあたっている中堅の精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師です。犯罪被害者およびその家族のおかれている現状、犯罪被害者等基本法及び基本計画の概要、関連する司法制度などの基本的知識のほか、初期対応の実際や事例を通した検討など現場に応用できる技術についても学びます。

第7回 ACT研修（平成15年度から開始）

本研修は、受講者が包括型地域生活支援プログラム（ACT）を理解し、地域中心の地域精神保健システム作りに一歩前進できるようになることを目指すもので、年1回開催します。

対象はACTの実践に取り組んでいる方あるいは実施を検討している方で、職種は問いません。内容としては、さまざまな職種の参加者が「模擬多職種チーム」として異なる視点で議論する場があるほか、ACTの臨床事例についての討論、地域でのシステム作りなど、演習を多く取り入れたものとなっています。

第2回 地域自殺対策相談支援研修（平成20年度から開始）

本研修は、自殺対策を推進させる総合的な地域の力の向上のために、自殺対策に取り組む官民の関係者がメンタルヘルスと自殺対策についてともに学び、地域連携の多様な可能性と課題について検討することを目的とし、年1回開催します。

対象者は、精神保健福祉センター、保健所等、行政における自殺相談業務に関わる方および、地域で自殺対策に関わる民間団体の方です。

第2回 心理職等自殺対策研修（平成20年度から開始）

本研修は、自殺関連行動への対応や支援について学びます。特に、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者が、医療や相談の場で適切な支援を受けられるよう、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築の重要性について理解することを目的としており、年1回開催します。

対象者は、精神科医療機関・救急医療機関・精神保健福祉センター・保健所・教育機関・児童福祉機関等で働く心理職等の方です。